

令和6年4月15日
教育委員会事務局

世田谷区立梅丘図書館の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

改築工事により令和7年度に管理運営を開始する世田谷区立梅丘図書館の指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていくことを決定する。

1. 主旨

改築工事により令和7年度に管理運営を開始する梅丘図書館については、「指定管理者制度」による運営を行うこととしている。当該制度の導入にあたっては、世田谷区立図書館条例（以下「条例」という。）に基づき、指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立梅丘図書館
- (2) 所在地 世田谷区代田四丁目38番10号

3. 指定期間

4年2ヶ月（令和8年2月1日（予定）～令和12年3月31日）

※改築工事の進捗状況等により開始日が変更となる場合がある。

※公募の条件として、令和7年4月から開館までの間、現行の仮事務所の運営及び開館準備業務を指定管理事業者に別途委託する予定である。

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区立図書館指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに教育委員会に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員4名、区職員3名とする。

5. 指定管理者制度導入の理由

これまで梅丘図書館では令和元年度から一部業務委託による運営を開始し、開館日・開館時間の拡大など、民間活用による図書館サービスの充実を図ってきた。改築工事後は、さらに、カフェエリア設置によるサービスなど、これまでの区立図書館で展開していない新たな各種図書館サービスの充実を図っていくことから、民間事業者が持つ柔軟な発想やノウハウを生かした最も効果的な事業実施が期待できる「指定管理者制度」を導入する。

6. 選定方法等

(1) 選定方法

条例第6条の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

(2) 選定基準

条例第6条第3項各号に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ①図書館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②図書館の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
- ④前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(3) その他

カフェエリアについては、指定管理者への行政財産の使用許可により行う。なお、梅丘の地域特性を踏まえた特色や魅力を出せるよう、イベントの実施や、障害者雇用等を促進するなど、工夫して運営に努めることを公募の条件とする予定である。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和6年	4月	文教常任委員会報告（指定管理者候補者の選定）
	5月	公募開始
	5月～7月	選定期間
	9月	文教常任委員会報告（選定結果）
	9月	第3回区議会定例会
令和7年	4月	指定管理事業者による仮事務所運営及び開館準備業務委託開始
	10月	竣工
令和8年	2月	改築後の梅丘図書館開館及び指定管理者による管理運営開始

別紙

世田谷区立図書館指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
外部委員	西村 亮彦	国士舘大学理工学部准教授	学識経験者
	平野 英俊	元日本大学文理学部教授	
	三木 修	山下商店街振興組合理事長	地域活動団体の代表等
	由良 孝江	おはなし会ボランティア団体 (わらべうたの会トトケッコー)	
内部委員	杉中 寛之	障害福祉部長	区職員
	松本 幸夫	子ども・若者部長	
	玉野 宏一	教育政策・生涯学習部長	